

第8期中間決算公告

東京都千代田区神田司町2-7 日本振興ビル

日本振興銀行株式会社

代表執行役社長 西野 達也

中間貸借対照表(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	52,441	預渡性預金	513,878
コーポレートローン	—	コーポレートマネー	—
買現先勘定	—	売現先勘定	—
債券貸借取引支払保証金	—	債券貸借取引受入担保金	—
買入手形	—	売渡手形	—
買入金銭債権	—	コマースナル・ペーパー	—
商品有価証券	—	借入金	9,050
金銭の信託	—	外国為替債	—
有価証券	138,632	短期社債	—
貸出金	358,025	社債	—
外国為替	—	新株予約権付社債	—
その他資産	8,642	その他の負債	13,737
有形固定資産	4,192	賞与引当金	—
無形固定資産	146	役員賞与引当金	—
繰延税金資産	1,949	退職給付引当金	—
再評価に係る繰延税金資産	—	特別法上の引当金	—
支払承諾見返	—	繰延税金負債	—
貸倒引当金	△3,202	再評価に係る繰延税金負債	—
		負ののれん	—
		支払承諾	—
		負債の部合計	536,665
		(純資産の部)	
		資本金	12,880
		新株式申込証拠金	—
		資本剰余金	10,400
		資本準備金	10,400
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	1,075
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	1,075
		繰越利益剰余金	1,075
		自己株式	—
		自己株式申込証拠金	—
		株主資本合計	24,356
		その他有価証券評価差額金	△193
		繰延ヘッジ損益	—
		土地再評価差額金	—
		評価・換算差額等合計	△193
		新株予約権	—
		純資産の部合計	24,162
資産の部合計	560,827	負債及び純資産の部合計	560,827

中間損益計算書(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	16,954
資 金 運 用 収 益	11,837
貸 出 金 利 息	11,485
有 価 証 券 利 息 配 当 金	335
役 務 取 引 等 収 益	3,669
そ の 他 業 務 収 益	1,407
そ の 他 経 常 収 益	40
経 常 費 用	12,649
資 金 調 達 費 用	3,555
預 金 利 息	3,408
役 務 取 引 等 費 用	48
そ の 他 業 務 費 用	18
営 業 経 費 用	8,978
そ の 他 経 常 費 用	47
経 常 利 益	4,305
特 別 利 益	186
特 別 損 失	23
税 引 前 中 間 純 利 益	4,468
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,772
法 人 税 等 調 整 額	265
法 人 税 等 合 計	2,037
中 間 純 利 益	2,431

第8期中

平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで

個別注記表

重要な会計方針

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～18年

器具備品：2年～20年
 - (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
4. 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は予め定めている償却引当基準に則り次のとおり計上しております。

 - ① 破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)及び実質破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額を引き当てております。
 - ② 破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額のうち必要と認める額を引き当てております。
 - ③ 上記以外の債権(正常先、要注意先)については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
 - (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資）総額（親会社株式を除く）
該当ありません。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は315百万円、延滞債権額は13,699百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は、該当ありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 14,014百万円であります。
なお、上記2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産
担保に供している資産
該当ありません。
担保資産に対応する債務
該当ありません。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,115百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）はありません。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 263百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金9,050百万円が含まれております。

10. 1株当たりの純資産額 137,226円 04銭

1株当たりの純資産額は、次の数式により算出しております。

$$1株当たり純資産額 = \frac{\text{貸借対照表の純資産の部の合計額} - \text{控除する金額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

（中間損益計算書関係）

1. 関係当事者との取引
 - (1) 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
 - (2) 子会社及び関連会社等
該当ありません。
 - (3) 兄弟会社等
該当ありません。
 - (4) 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

2. 1株当たり当期純利益金額 14,006円 65銭

（中間株主資本等変動計算書関係）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式	—	—	—	—
普通株式	172,968	3,108	—	176,076
合計	172,968	3,108	—	176,076

決算公告（写）

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当ありません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	725	987	261	261	0
債券					
国債	129,994	129,995	1	1	—
社債	—	—	—	—	—
その他	1,900	1,310	△589	—	△589
合計	132,620	132,293	△326	262	△589

（注）1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

（注）2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（注）3. 当期において、その他有価証券で時価のある株式について7百万円減損処理を行ってお

ります。なお、その他有価証券で時価のある株式の減損処理の要否の判定にあたっては、以下の基準により判定しております。

- i) 時価の下落率が、取得原価の50%以上の場合
 時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、時価の下落が一時的なものであり、時価が一年以内に取得価額の水準まで回復することの合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと認め減損処理を行うこととする。
- ii) 時価の下落率が30%以上50%未満の場合
 個別銘柄ごとに、以下に掲げる時価下落を総合的に勘案して検討し、時価が「著しく下落した」と判断される場合には、「回復の可能性」を判定し、回復可能性がないと判断する場合は減損会計を適用するものとする。
 - ・ 証券の取得時点、期末日、期末日以降の市場価格の推移や市場環境の動向
 - ・ 中期的（過去3年間程度）な期間における最高値、最安値との乖離状況
 - ・ 発行会社の業況推移
- iii) 時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、発行体（会社）の業績の悪化ではなく、経済全体の動きや、当該有価証券の一時的な下落など有価証券市場の要因とみなして原則として減損処理は行わないこととする。

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容と貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

内容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
事業債	6,190
非上場株式	149

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. その他有価証券のうち満期がある債券の期間ごとの償還予定額（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券				
国債	130,000		—	—
社債		7,690	—	—
その他	—	—	—	1,900
合計	130,000	7,690	—	1,900

（税効果関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	1,303百万円
前受手数料	283
未収利息過少計上	51
未払費用	114
未払事業税	143
有価証券評価差額金	160
繰延税金資産小計	2,056
評価性引当額	△0
繰延税金資産合計	2,055
繰延税金負債	106
繰延税金負債合計	106
繰延税金資産の純額	1,949百万円